

所得拡大促進税制の見直し

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

引続き高い賃上げを行う企業を強かに支援するとともに、大企業と中小企業の賃金水準の格差が拡大している中で、中小企業における賃上げの促進のため税額控除額の更なる上乗せを実施する。

(2) 内容

- ①大企業については、前年度より継続雇用者(※1)一人あたりの平均給与額(平均給与等支給額)の増加割合の要件が2%以上に見直される。
- ②要件を満たせば、税額控除額は改正前の10%に2%(中小企業者等(※2)は12%)が加算される。
- ③付加価値割における所得拡大促進税制においても法人税に準じた改正が行われる。

(3) 適用時期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用される。

(4) 影響

大企業については、改正後対前年賃上げ率が2%未満になると本税制が適用できなくなる。大企業、中小企業ともに賃上げ率が2%以上の場合には改正前の税額控除額に上乗せ措置が適用される。

(※1)継続雇用者とは、適用年度及び前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者のことを指す。適用年度に新しく入社した方や前年度中に退職した方は継続雇用者に含まれない。

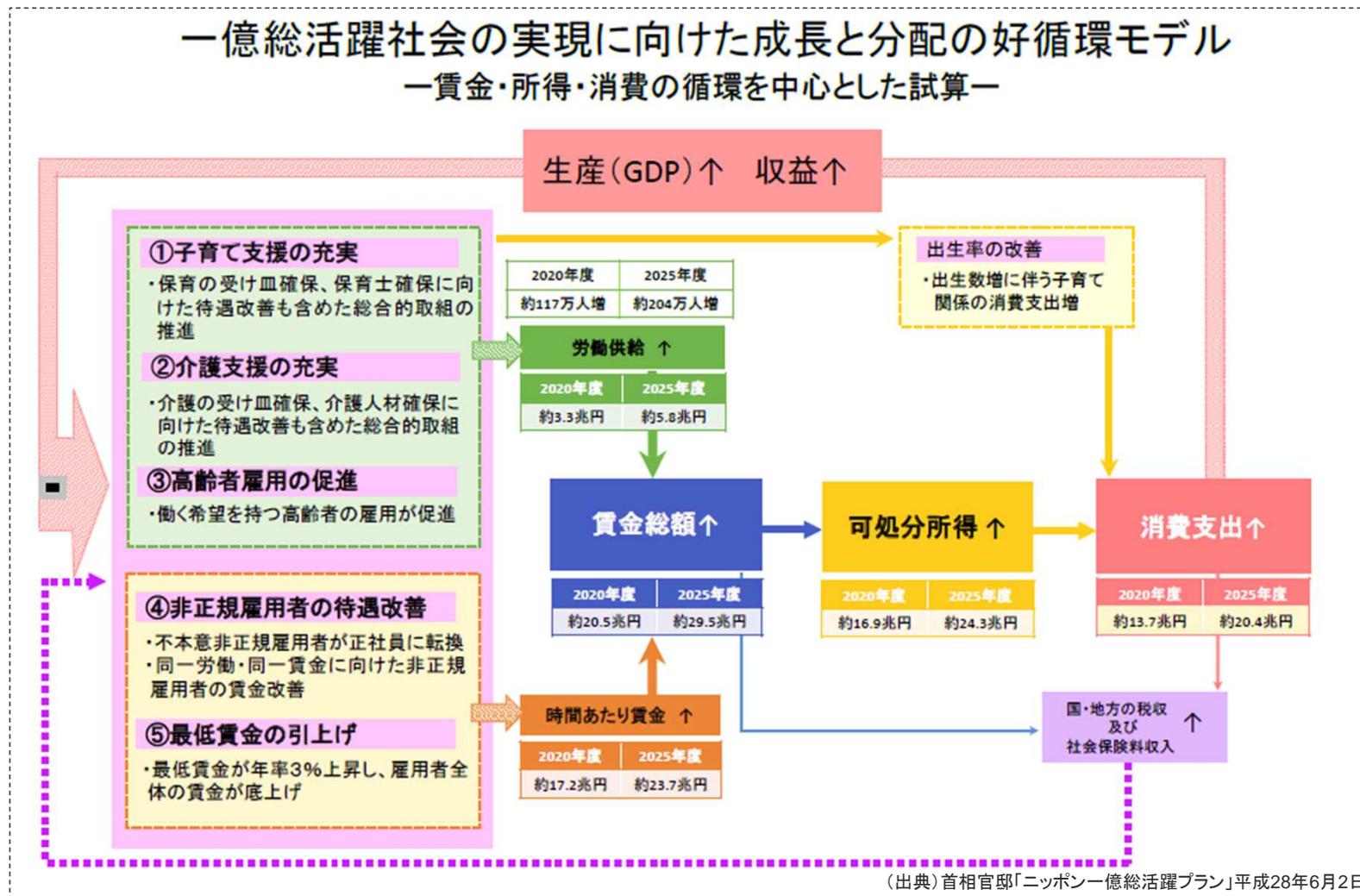
(※2)中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等、中小連結親法人及び中小連結子法人をいう。
また、中小企業者とは、次に掲げる法人をいう。

- イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人。(発行済株式又は出資の総数(総額)の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人、3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人を除く)
- ロ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人。

2. 改正の趣旨・背景

近年の労働分配率は低下傾向にあり、こうした流れに歯止めをかける必要があることから、多くの企業において賃金の引上げを実現し、今後も企業収益に見合った賃上げの流れが継続することが求められる。

企業の賃上げの継続を強力に後押しし、「一億総活躍社会の実現に向けた成長と分配の好循環モデル」を企業にもたらすため、所得拡大促進税制の支援措置を拡充する。

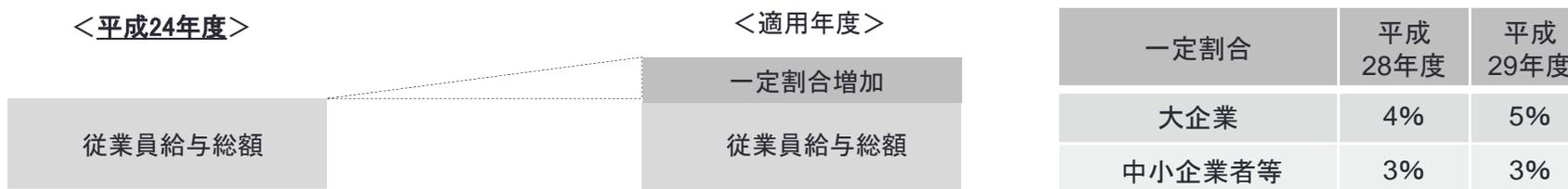


3. 改正の内容

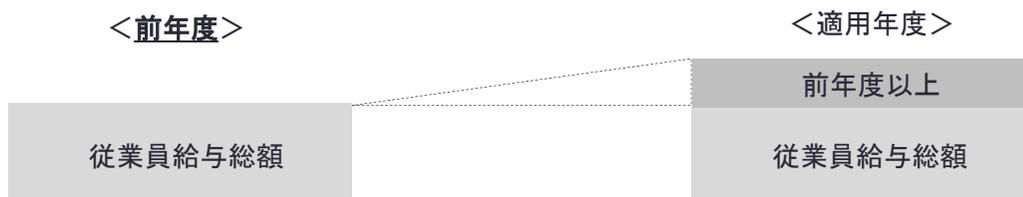
(1) 制度の概要

所得拡大促進税制とは、従業員（役員を除く）の給与を増額し、以下①～③に掲げる要件を満たした場合、適用年度の従業員給与総額（雇用者給与等支給額（※））から平成24年度の従業員給与総額（基準雇用者給与等支給額）を控除した金額の10%の税額控除が認められる制度である。

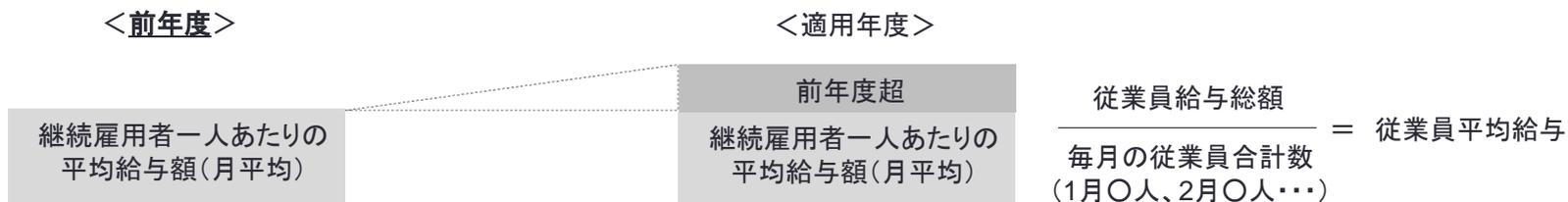
【要件①】 適用年度の従業員給与総額が平成24年度の従業員給与総額より3%～5%以上増加していること



【要件②】 適用年度の従業員給与総額が前年度の従業員給与総額（比較雇用者給与等支給額）以上となっていること



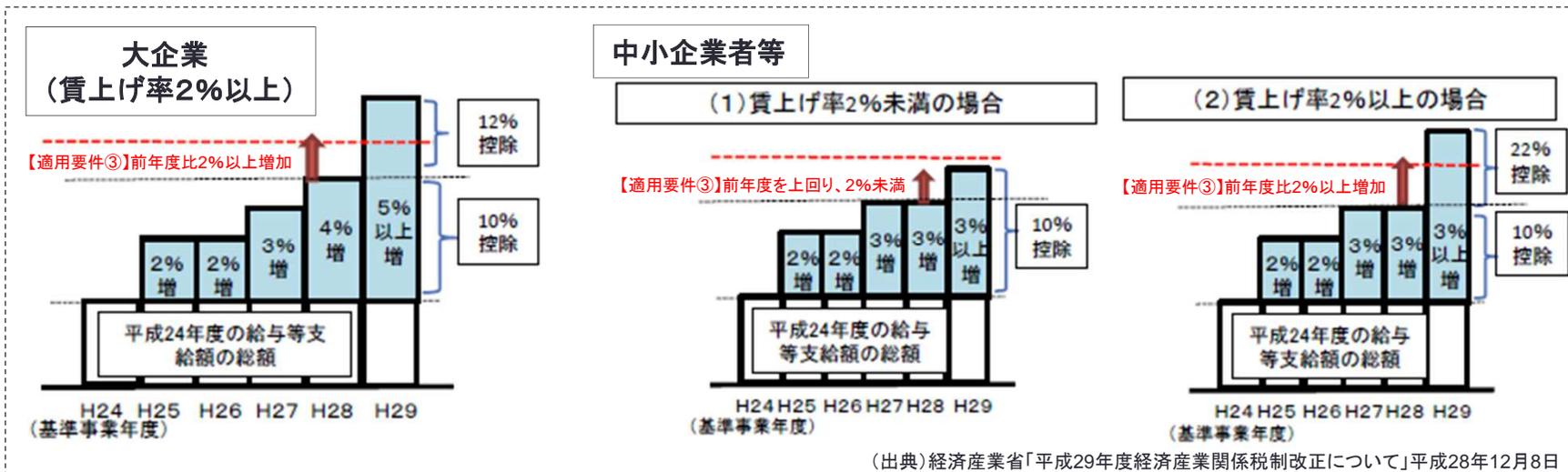
【要件③】 適用年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額（平均給与等支給額）が前年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額（比較平均給与等支給額）を上回ること



（※）雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される「国内雇用者」（役員の特典関係者を除き、当該法人の国内の事業所に勤務する雇用者として賃金台帳に記載された者）に対する「給与等」の支給額のことを指す。

(2) 改正前後の比較

		改正前	改正後
適用要件	①	適用年度の従業員給与総額が、平成24年度の従業員給与総額より、大企業は平成29年度は5%以上(平成28年度は4%以上)、中小企業者等は3%以上増加していること	改正なし
	②	適用年度の従業員給与総額が前年度の従業員給与総額以上となっていること	改正なし
	③	適用年度の継続雇用者一人あたりの平均給与が前年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額を上回っていること	適用年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額が前年度より2%以上増加していること(大企業のみ適用。中小企業者等は改正なし)
税額控除額		(適用年度の従業員給与総額－平成24年度の従業員給与総額) × 10%	$\begin{aligned} & (\text{適用年度の従業員給与総額} - \text{平成24年度の従業員給与総額}) \\ & \times 10\% + (\text{適用年度の従業員給与総額} - \text{前年度の従業員給与総額}) (\ast 1) \times 2\% (\ast 2) \end{aligned}$ (※1) 下線部分は、「適用年度の従業員給与総額－平成24年度の給与総額」を限度とする。 (※2) 中小企業者等については、上記適用要件③(大企業のみ適用される要件)を満たす場合には12%とする(満たさない場合はゼロ)

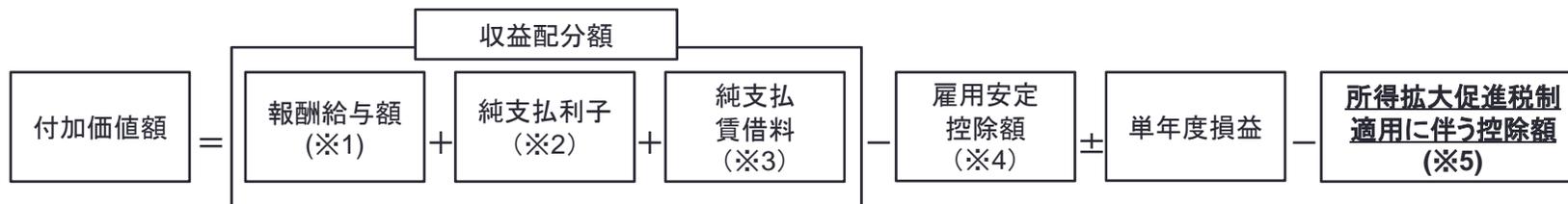


(3) 法人事業税の取り扱い

法人事業税(外形標準課税)の付加価値割における所得拡大促進税制においても、法人税に準じた改正が行われる(前頁の適用要件③の改正のみであり、控除額は改正なし)。これまで賃上げしてきた会社でも、賃上げ率が2%以上でないと付加価値割の控除が適用不可となる。

【付加価値割の概要】

付加価値割 = 付加価値額 × 1.2%(平成29年4月1日以後開始事業年度の税率)



(※1) 報酬給与額 = 報酬 + 給料 + 賃金 + 賞与 + 退職手当等 + 確定給付企業年金の掛金等

(※2) 純支払利子 = 支払利子 - 受取利子 支払利子 < 受取利子となる場合は、純支払利子を0とする

(※3) 純支払賃借料 = 支払賃借料 - 受取賃借料 支払賃借料 < 受取賃借料の場合は、純支払賃借料を0とする

(※4) 雇用安定控除額 = 報酬給与額 - (収益配分額 × 70%) 報酬給与額 ≤ 収益配分額 × 70%となる場合は控除額なし

(※5) (適用年度の従業員給与総額 - 平成24年度の従業員給与総額) × [(収益配分額 - 雇用安定控除額) / 雇用安定控除額]

4. 適用時期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用される。

5. 改正の影響

(1) 大企業

- ①賃上げ率2%以上の場合・・・(適用年度の従業員給与総額－前年度の従業員給与総額)×2%が上乗せで減税となる。
- ②賃上げ率2%未満の場合・・・本税制の適用除外となり、これまで本税制が適用されていた企業は法人税、法人事業税ともに増税となる。

(2) 中小企業者等

- ①賃上げ率2%以上の場合・・・(適用年度の従業員給与総額－前年度の従業員給与総額)×12%が上乗せで減税となる。
- ②賃上げ率2%未満の場合・・・上乗せ措置はないが、改正前の10%の税額控除は認められる。

6. 改正の内容及び過去の改正からの変遷

税制改正年度		平成25年度 税制改正		平成26年度 税制改正		平成27年度 税制改正		平成29年度 税制改正		
改正が反映される事業年度		平成25年4月1日以後に開始し平成26年3月31日以前終了する事業年度		平成26年4月1日以後終了事業年度 (平成27年度税制改正は平成28年4月1日以後開始の事業年度に関する適用要件①の改正)						
		大企業	中小 企業者等	大企業	中小 企業者等	大企業	中小 企業者等	大企業	中小企業者等	
適用要件 ①	平成24年度の従業員給与総額(A)に対して	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	適用年度と平成24年度の従業員給与総額を比較して、一定割合以上増加していること	平成25年度	105%	105%	102%	102%	102%	102%	102%	102%
		平成26年度	105%	105%	102%	102%	102%	102%	102%	102%
		平成27年度	105%	105%	103%	103%	103%	103%	103%	103%
		平成28年度			105%	105%	104%	103%	104%	103%
		平成29年度			105%	105%	105%	103%	105%	103%
適用要件 ②	適用年度の従業員給与総額(C)が	前年度の従業員給与総額(B)以上								
適用要件 ③	適用年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額が	前年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額以上	前年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額を上回ること			前年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額×102%以上	前年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額を上回ること			
税額控除額		(C-A)×10%				(C-A)×10%+(C-B)×2% (※1)下線部分はC-Aを限度とする		(C-A)×10%+(C-B)×12%(※2) (※2)大企業の適用要件③を満たす場合には12%。満たさない場合には0%(上乘せなし)		